○○〇マンション（調査・診断、修繕設計、監理業務）

見積要項書（参考例）

１．建物概要

|  |  |
| --- | --- |
| 建物名称 |  |
| 管理組合名・代表者名 | 　　　　　　　　　　管理組合・理事長（　　　　　　　　　） |
| 所在地 |  |
| 棟数・階数 | 　　　　　棟　　　　　　階建 |
| 戸数 | 住宅　　　戸　　　店舗等　　　戸 |
| 構造 | 　　　　　　造 |
| 面積 | 建築面積　　　　　　㎡　　延床面積　　　　　㎡ |
| 竣工年月 | 西暦　　　　年　　月　 |
| 付属建物等 |  |
| 駐車場 | 平面　　　台　　機械式　　　台 |
| 管理形態 | 委託管理（全部・一部）　自主管理 |

２．発注者

|  |
| --- |
| 　 |

３．応募条件

|  |
| --- |
|  |
|  |

|  |
| --- |
| ※参考応募条件・分譲マンションの調査・診断、修繕設計、監理業務の経験があること（件数指定等）・各委託業務について、経験のある常勤担当者を配置できること（資格、経験年数指定等）・反社会的勢力や団体と関係がないこと・※建築家責任賠償保険に加入すること |

４．委託する業務の内容と予定期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ☐ | 調査・診断に関する業務 | 西暦　　　　年　　月～西暦　　　　年　　月 |
| ☐ | 修繕設計に関する業務 | 西暦　　　　年　　月～西暦　　　　年　　月 |
| ☐ | 耐震診断・補強設計に関する業務 | 西暦　　　　年　　月～西暦　　　　年　　月 |
| ☐ | 工事施工者選定補助に関する業務 | 西暦　　　　年　　月～西暦　　　　年　　月 |
| ☐ | 監理に関する業務 | 西暦　　　　年　　月～西暦　　　　年　　月 |
| ☐ |  |  |

（※詳細は別紙委託業務書による。）

５．委託業務費の支払い条件

|  |
| --- |
| 各委託業務において　　着手時　　　％　　中間時　　　％　　完了時　　　％ |

６．契約方法

|  |
| --- |
| 四会連合協定　マンション調査・診断、修繕設計、監理業務等委託契約書式による。　 |

７．提供可能図書類

|  |
| --- |
| ☐建築竣工図（☐仕様書　☐平面図　☐立面図　☐矩計図　☐建具表　☐その他）☐設備竣工図　　☐構造詳細図　　☐構造計算書　　☐法定点検結果☐過去修繕工事関係記録（調査診断報告書・面積数量表等）☐その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

８．提出書類

|  |
| --- |
| 会社概要（会社案内・業務実績書・建築士事務所の場合は事務所登録証） |
| 見積書 |
| 予定担当者経歴書 |
| 設計工程表 |
| その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

９．見積参加者の選定方法

|  |
| --- |
| ☐見積合わせ方式（総合的比較検討方式）　　　☐入札方式　　　☐特命方式 |

１０．その他留意事項

|  |
| --- |
| ①見積りに要する費用は、参加者の負担とする。　 |
| ②現地調査を行う場合は、下記へ連絡のうえ事前に予約すること担当者（　　　　　　）連絡先（tel　　　　　　　　Email　　　　　　　　　　） |
| ③各委託業務において一括再委託はしないものとする |
| ④その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　）　 |

１１．提出先

|  |
| --- |
| 　 |

１２．提出締切

|  |
| --- |
| 西暦　　　　年　　月　　日　必着　 |

１３．本件連絡担当者

|  |
| --- |
| 氏名：（　　　　　　　　）tel：（　　　　　　　　）Email：（　　　　　　　　　　） |

１４.質疑回答

　見積参加者は、見積参加にあたり、質疑がある場合は、添付書類の質疑回答書にしたがって質疑を提出すること。提出はメールにて行うこと。

提出先

提出期限

※口頭または電話による質疑は一切受け付けない。

１５.現場実査

１６.提出書類作成にかかる費用

　提出にかかる費用はすべて見積参加者の負担とする。

１７.提出部数

　　　　　　　　部

１８.見積書作成要領

添付の「四会連合協定　マンション調査・診断、修繕設計、監理業務等業務委託書」の業務内容にチェックのある業務毎の内訳金額を記載のこと。

１９.提出資料の変更

　　契約後における提出資料に記載の内容（体制、予定担当者、見積金額（委託者都合による業務内容、契約条件の変更があった場合を除く））の変更は認めない。受託者の責めに帰すべき事由による変更の場合は、契約を解除し、工事着工遅れなどにより損害が発生している場合、委託者への損害を賠償すること。

以上